

分 納 許 可 願

令和 年 月 日

芸 術 学 部 長 殿
芸術学研究科長 殿

芸 術 学 部	学科	年	番
大学院芸術学研究科	専攻	年	番

【学生】
氏名 ㊞

【保証人（学費支弁者）】
氏名 ㊞
住所

電話番号
メールアドレス

下記のとおり令和7年度後学期分学費を分納いたしたいので、御許可くださるようお願いいたします。

- 記
- 1 納入金総額 円
- 2 分納金額及び納入期限
- 第1回分納金額（納入期限 令和7年11月28日）
円
- 第2回分納金額（納入期限 令和8年1月30日）
円

- 3 分納事由（**具体的かつ簡潔**に記入願います）
-

※分納願い出期限：令和7年10月31日

ご記入いただいた個人情報は、連絡等の業務遂行上、必要な限りにおいて利用させていただきます。
また、法令に定める場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に個人情報を提供することはありません。

受付印

学費の分割による納入(分納)手続きについて

日本大学芸術学部 会計課

〒176-8525 練馬区旭丘 2-42-1

やむを得ない事情により期限までに学費を納入できない場合は、所定用紙による申請（学期ごと）により学費を2回に分納することができます。願い出の際は、以下の点にご注意願います。

1. 所定の事項をすべてボールペンで記入してください。ただし、**フリクションボールペン（消えるボールペン）は使用不可です。**
2. 保証人連署の上、必ず押印してください。
3. 学生本人が窓口で手続きをする際には、あらかじめ保証人（日本国内在住）の承諾を得てください。
4. 分納金額は、原則、各学期納入金総額の2分の1ずつとします。
ただし、事情によりこれに沿えない場合は、第1回分納金額を最低でも14万円以上とし、第2回分納金額を残りの額とすることが可能です。
※分納金額は原則、千円単位としますが、割り切れない場合は百円単位も可とします。
5. 「分納事由」は、分納を希望する理由を具体的に記入してください。記入がない場合は受理できません。
※「一括で支払えない」「都合による」等のみの理由では受理できません。
6. 記入内容を修正する場合は、二重線及び訂正印（学生本人または保証人印）にて修正してください。
7. 「高等教育の修学支援新制度」の利用者で分納を希望される場合、現在の採用状況に必ず☒を入れてください。申請中の場合、採用決定後、第2回分納金額を改めて記入していただきます。
8. 既にお手元に送付されている振込依頼書は、分納願い出の際に併せて提出（または同封）してください。**※振込時使用部分を切り離さずに提出してください。**
9. 願い出の受理後、新たに分納金額の振込依頼書を**約2週間後**にお送りいたします。
10. 分納の願い出期限及び、受理後の納入期限は、以下のとおりです。

学期ごとに願い出が必要となります。**※期限は厳守願います。**

区分	分納の願い出期限	第1回 学費納入期限	第2回 学費納入期限
前学期	4月末日	5月末日	7月末日
後学期	9月末日 10月末日	11月末日	1月末日

11. 窓口で手続きされる場合は西棟1階 会計課にて、郵送による場合は会計課（〒176-8525 東京都練馬区旭丘 2-42-1）あてお送りください。
12. 所定の期限までに、指定された分納金額が納入されない場合は、分納許可を取り消します。
13. ご不明な点は、会計課（メール：art.kaikei@nihon-u.ac.jp）までご連絡ください。

以 上

◆ 提出物確認 ◆

チェック欄

- ①分納許可願（押印し、提出または同封） ☐
- ②銀行振込依頼書（切り離さずに提出または同封） ☐

分 納 許 可 願

令和 年 月 日

芸 術 学 部 長 殿
芸術学研究科長 殿

記入例

学年は1～4年で記入してください。

芸 術 学 部 音楽 学科 4 年 01B234-5 番
大学院芸術学研究科 専攻 年 番

【学生】

氏名 日芸 花子 印

【保証人（学費支弁者）】

氏名 日芸 太郎 印

住所 東京都練馬区旭丘 1-2-3

電話番号 080-1111-1111 日中、連絡が取れる電話を記入してください。

メールアドレス ABC@yahoo.co.jp

下記のとおり令和7年度後学期分学費を分納いたしたいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

※金額を修正する場合は、下記のように二重線及び訂正印にて修正し、余白に正しい金額を記入してください。

1 納入金総額 (例) 865,000 円

2 分納金額及び納入期限 875,000 円 865,000 円

第1回分納金額（納入期限 令和7年11月28日）

433,000 円

第2回分納金額（納入期限 令和8年1月30日）

432,000 円

・ 分納金額は千円単位。
（割り切れない場合は百円単位も可。）
・ 1回目は14万円以上。

3 分納事由（具体的かつ簡潔に記入願います）

理由は具体的かつ簡潔に記入してください。

一括では支払えない、都合による等のみの記載では受理することができません。

※分納願い出期限：令和7年10月31日

ご記入いただいた個人情報は、連絡等の業務遂行上、必要な限りにおいて利用させていただきます。

また、法令に定める場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に個人情報を提供することはありません。

受付印